

佐倉市保育の実施に関する規則（昭和六十二年三月二十四日規則四号）

新	旧
<p>（優先順位）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、保育の実施基準に該当するすべての児童を入園の申込みがあつた保育園に入園させた場合において、当該保育園で適切な保育を実施することが困難と認められるときは、次項及び第三項に規定する優先順位の高い者から順に保育の実施を決定するものとする。</p> <p>2 優先順位は、別表第一に掲げる保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）の区分に該当する各保護者の指数の合計に別表第二に掲げる条件の区分に該当する各調整指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。</p> <p>3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>一 ひとり親世帯である者</p> <p>二 別表第一の指数の合計が高い者</p> <p>三 別表第二の指数のうち番号が上位の指数が付される者</p> <p>四 佐倉市保育の実施に要する費用の徴収に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第八号）別表に規定する保育料表に準じ、その中で階層区分が高い者。この場合において、最も階層区分が高い世帯とはA階層に属する世帯をいい、最も階層区分が低い世帯とはD十一階層に属する世帯をいう。</p> <p>五 前年の所得税額が低い者</p> <p>4 前三項に規定する優先順位の決定に当たつては、第十三条第一項の規定により転園を希望する者及び第十四条第二項の規定により市内の保育園への入園を希望する者と併せて行うものとする。</p> <p>附 則（平成二十一年十一月 日規則第 号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>（優先順位）</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、保育の実施基準に該当するすべての児童を入園の申込みがあつた保育園に入園させた場合において、当該保育園で適切な保育を実施することが困難と認められるときは、次項及び第三項に規定する優先順位の高い者から順に保育の実施を決定するものとする。</p> <p>2 優先順位は、別表第一に掲げる保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）の区分に該当する各保護者の指数の合計に別表第二に掲げる条件の区分に該当する各調整指数の合計を加えた数（以下「合計指数」という。）の高い順による。</p> <p>3 前項の規定により決定した合計指数が同じ者の間の優先順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>一 ひとり親世帯である者</p> <p>二 別表第一の指数の合計が高い者</p> <p>三 佐倉市保育の実施に要する費用の徴収に関する条例（昭和六十二年佐倉市条例第八号）別表に規定する保育料表に準じ、その中で階層区分が高い者。この場合において、最も階層区分が高い世帯とはA階層に属する世帯をいい、最も階層区分が低い世帯とはD十一階層に属する世帯をいう。</p> <p>四 申込みをした保育園に対する希望順位が高い者</p> <p>4 前三項に規定する優先順位の決定に当たつては、第十三条第一項の規定により転園を希望する者及び第十四条第二項の規定により市内の保育園への入園を希望する者と併せて行うものとする。</p>
<p>（経過措置）</p> <p>2 この規則による改正後の佐倉市保育の実施に関する規則の規定は、平成二十一年四月一日以後に実施を行う保育について適用し、同日前までに実施を行う保育については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則による改正前の佐倉市保育の実施に関する規則により作成された用紙で現に残存しているものは、改正後の佐倉市保育の実施に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。</p>	

新

別表第 1

番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）	合計	保育の実施の期間	
				指数		
1	居宅 外労働	外勤	月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	30	最長 就学 前ま で	
			自営	月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。		28
				農業		月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。
		農業	月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	28		
			月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	26		
			月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	22		
			月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	18		
			月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	16		
			月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	14		
2	居宅 内労働	自営	月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	27		
			月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	25		
			月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	23		
			月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8	25		

旧

別表第 1

番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）	合計	保育の実施の期間	
				指数		
1	居宅 外労働	外勤	月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	30	最長 就学 前ま で	
			自営	月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。		28
				農業		月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。
		農業	月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	28		
			月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	26		
			月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	22		
			月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	18		
			月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	16		
			月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	14		
2	居宅 内労働	自営	月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	27		
			月20日以上勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	25		
			月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	23		
			月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中8	25		

		時間以上就労している。			
		月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	23	最長就学前まで	
		月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	19		
		月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15		
		月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	13		
		月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	11		
	内職	月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	17		
		月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	13		
		月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15		
		月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	11		
3	出産	出産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。		30
4	疾病	疾病	おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長就学前まで
			寝たきり、精神病又は感染症である。	30	
			以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27	
			一般療養中である。	20	
	心身障害	身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30		
			身体障害者手帳3級を所持している。	26	
			身体障害者手帳4級を所持している。	14	
5	看護		寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30	最長就学

		時間以上就労している。			
		月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	23	最長就学前まで	
		月16日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	19		
		月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15		
		月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中6時間以上8時間未満就労している。	13		
		月13日以上16日未満勤務し、かつ、日中4時間以上6時間未満就労している。	11		
	内職	月20日以上勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	17		
		月20日以上勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	13		
		月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中8時間以上就労している。	15		
		月13日以上20日未満勤務し、かつ、日中4時間以上8時間未満就労している。	11		
3	出産	出産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。		30
4	疾病	疾病	おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長就学前まで
			寝たきり、精神病又は感染症である。	30	
			以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27	
			一般療養中である。	20	
	心身障害	身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30		
			身体障害者手帳3級を所持している。	26	
			身体障害者手帳4級を所持している。	14	
5	看護		寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30	最長就学

	介護	おおむね1か月以上入院している（予定である）親族の入院付添をする。		27	前まで
		長期居宅療養等の親族を介護している。		24	
6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。		30	最長就学前まで
7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。（番号1の居宅外労働に準ずる。）		30～14	
8	育児休業中の特例	第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が3歳児クラス以上になつている。		20	
9	就労予定	就労内定	就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30～11	1か月
		就労未定	求職中である。	5	1か月
10	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。		70	必要な期間
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて明らかに保育に当たることができないと認める場合		30～11	必要な期間

備考

- 1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

	介護	おおむね1か月以上入院している（予定である）親族の入院付添をする。		27	前まで
		長期居宅療養等の親族を介護している。		24	
6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。		30	最長就学前まで
7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。（番号1の居宅外労働に準ずる。）		30～14	
8	育児休業中の特例	第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が5歳児クラスになつている。		25	
		第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が4歳児クラスになつている。		20	
		第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が3歳児クラスになつている。		15	
9	就労予定	就労内定	就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30～11	1か月
		就労未定	求職中である。	5	1か月
10	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。		70	必要な期間
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて明らかに保育に当たることができないと認める場合		30～11	必要な期間

備考

- 1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

別表第 2

番号	条件	調整指数
1	ひとり親世帯である。	50
2	別居中である。(離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。)	40
3	生活保護世帯である。	10
4	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している。(申込児以外の兄弟姉妹も含む。)	10
5	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定である。(ただし、番号4とは重複しない。)	8
6	申込児以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く。)が在園している。	6
7	認可外保育所、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上前から預託している(保護者が就労等しており、かつ、預託先の証明書の提出がある場合に限る。)	5
8	父母のどちらかが単身赴任している世帯である。	4
9	居宅内労働の自営業で危険な物を取り扱う業種(熱加工処理、有害物処理、危険器具類使用業種等)に従事している。	3
10	兄弟姉妹2人以上で同時に入園申込(転園を除く)をしている世帯である。(番号4、6とは重複しない。)	2
11	多子世帯(子が4人以上の世帯をいう。)である。	2
12	引き続き1年以上勤務している。	1
13	特別な理由による転園(転勤若しくは転居に伴う場合)である。	1
14	転入前に保育園に在園していた。	1
15	就労が内定しているが、入園の決定を選考する日までに就労を開始していない。	- 5
16	市外からの広域入所(転入予定者を除く。)を希望している。	- 10
17	入園を希望する児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく6か月以	- 10

別表第 2

番号	条件	調整指数
1	ひとり親世帯である。	50
2	別居中である。(離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。)	40
3	生活保護世帯である。	10
4	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している。(申込児以外の兄弟姉妹も含む。)	10
5	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定である。(ただし、番号4とは重複しない。)	7
6	父母のどちらかが単身赴任している世帯である。	3
7	居宅内労働の自営業で危険な物を取り扱う業種(熱加工処理、有害物処理、危険器具類使用業種等)に従事している。	3
8	多子世帯(子が4人以上の世帯をいう。)である。	2
9	認可外保育所、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上前から預託している。(預託先の証明書の提出があるときに限る。)	2
10	引き続き3年以上勤務している。	2
11	引き続き1年以上勤務している。	1
12	申込児以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く。)が在園している。	1
13	特別な理由による転園(兄弟姉妹が別の保育園に在園している場合又は転勤若しくは転居に伴う場合)である。	1
14	転入前に保育園に在園していた。	1
15	入園を希望する児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく6か月以上滞納している。	- 15
16	就労が内定しているが、入園の決定を選考する日までに就労を開始していない。	- 5
17	市外からの広域入所(転入予定者を除く。)を希望している。	- 10

上滞納している。

備考 番号12及び15については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の調整指数を合算する。

備考 番号10、11及び16については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の調整指数を合算する。